

2021年
2月25日号

2020年の重要立法を振り返る（下）

執筆者：野村 高志、東城 聡、木下 清太、篠田 春樹、郭 望、林 靖、鄧 瓊、朱 擎龍

[前回\(2020年12月25日号\)](#)に引き続き、今回は、民法典(物権、契約)、その他の民事法関連、外商投資関連、知財関連、独占禁止法に関連する重要立法を取り上げます。

1. 民法典(全国人民代表大会、2020年5月28日公布、2021年1月1日施行)(後編)

① 物権編

物権の基本的な概念や制度については、大きな変更はありません。紙面の制約に鑑みまして、民法典の内容から日系企業のビジネスに影響のある主な変更点のみ紹介します。

(1) 所有権

中国の都市部では、一戸建ての建物は少なく、マンション・アパートといった集合住宅の建物がほとんどであることに鑑み、物権編の第6章で計17条にわたり建物の区分所有権についての民事関係の規定を新設又は改定しています。

建物や付属施設の維持・修繕積立金の調達及び使用状況を定期的に公表することが定められました(第281条)。また、物件管理サービス企業などは、区分所有権所有者の監督を受けることになり、物件管理サービス状況について提示された質問には遅滞なく回答しなければならない(第285条)など、区分所有権の所有者の権利が明確にされました。

共同所有について、持分共有者の一人が持分を譲渡する際の優先購入権に関しては以前から定めがありました。今回は、持分の譲渡時に他の共有者に対して遅滞なく譲渡条件を通知しなければならない旨が新たに定められました(第306条第1項)。

また民法典は、「加工、付合、又は混合」についても、新たに明文で次のとおり規定を置きました(第322条)。

「加工、付合、又は混合により生じる物の帰属については、約定がある場合には、その約定に従う。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、法律の規定に従う。法律に規定がない場合には、物の効用を十分に発揮し、かつ、無過失の当事者を保護するという原則に従い確定する。当事者の一方は、その故意若しくは過失、又は物の帰属を確定したことにより、他方当事者に損

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2021年2月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

© Nishimura & Asahi 2021

害をもたらした場合には、これを賠償し、又は補償しなければならない。」

(2) 用益物権

用益物権における大きな変更として、居住権の新設が挙げられます(第 366 条以下)。新設の目的として、一般的に挙げられるのが高齢化社会の中で問題となっている老人の終身的な居住場所の権利の確保です。

例えば夫との共同財産である建物に夫婦で長年住んでいる場合において、夫の死亡に起因して、妻が他の相続人と当該建物を共同相続したときに、共同所有者である他の相続人が妻の当該建物の居住使用を認めないと、妻が当該建物を継続して居住できなくなるという状況が生じます。こうした所有者よりも立場の弱い居住者を保護するため、居住権という権利が用益物権の一種として制定されました。

特徴は次のとおりです。

● 契約で生じる他人の住宅を占有及び使用できる用益物権。
● 書面契約で設定される(遺言でも設定可能)。
● 有償も無償も可能。
● 設定には、登記が必要である。
● 譲渡・相続はできず、原則としては賃貸もできない。
● 居住権の設定期限又は居住権者の死亡で消滅する。

書面契約で設定できる点は賃貸に近いようにも思えますが、無償かつ期間を定めないこともでき、物権に基づく妨害排除請求などができる点で、賃貸借契約よりも居住者を保護することができる制度となっています。

不動産が重要な財産となる一方、高齢化社会で相続や高齢者の住居が社会問題となっている現代中国の状況を反映した規定といえます。

日系企業のビジネス上の視点からいえば、何らかの建物の権利の売買などに関係する場合に、こうした用益物権が設定されていないかを確認する必要がある点を留意していれば足りると思われます。

(3) 抵当権

重要な担保物権である抵当権についても、大きな改正はありませんが、制度をより明確にする改正がなされています。

(i) 抵当財産の譲渡に際して同意は不要

まず、抵当権設定者が抵当財産を譲渡する際に、抵当権者の同意が必要であった点が変更されました。同意なしでも譲渡自体は有効です。ただし抵当権者の保護の観点から、遅滞なく通知することは必要とされています。また当該譲渡によって抵当権が毀損されるおそれがあることを証明できた場合には、当該譲渡代金をもって弁済、又は供託するよう請求することができます。もちろん当該譲渡代金が被担保債務を弁済できない場合には、不足部分を債務者は弁済しなければなりません(第 406 条)。

(ii) 動産売買代金担保抵当権の優先権

ビジネスに影響のある制度として、動産の売買代金について抵当権を設定し、10 日以内に登記すれば、他の担保権者に優先されるという制度が設けられています。

例えば、日本のメーカーが中国の工場に機械設備を販売したケースを例に挙げます。この売買より以前に中国の工場が、工場内の機械について金融機関等に対する根抵当を設定していた場合、通常であれば、その後に設定された売買代金に対する抵当権は劣後することになります。しかし、民法典は次のように定めて、一定の場合に動産の売主を保護する制度を設けました。

「動産抵当が担保する主債権が抵当物の代金であり、目的物を引き渡した後 10 日以内に抵当登記をした場合には、当該抵当権者は、抵当物の買主の他の担保物権者に優先して弁済を受ける(第 416 条)。」

ただし、留置権者は除かれます。この制度は、動産を売買した売主の売買代金を保護するという点で、日本の動産売買の先取特権と効果の面では類似しています。

(iii) 流抵当についての規定

抵当権者と抵当権設定者が、債務不履行時に抵当財産の所有権を抵当権者に移転させるという、いわゆる流抵当については、旧法ではこうした合意はできないとされていました。この点、民法典では、優先弁済権設定の限度で効力があるとされました。やはり所有権移転の効果は認められませんが、流抵当の契約すべてを無効とするのは、契約締結当事者らの意思に反することになるため、担保物権の本来の機能である優先弁済権の限度で権利を認めたとされます(第 401 条)。

(4) 質権等

(i) 質権と抵当権が競合した場合

この点、民法典は明文で優先順位の判断方法を規定しました。

「同一の財産に抵当権が設定され、また質権も設定された場合には、当該財産を競売し、又は売却換金して取得した代金については、登記時間及び引渡時間の前後に従い弁済順序を確定する(第 415 条)。」

(ii) 流質

流質の合意も、流抵当同様に無効とはならず、優先弁済権設定の限度でのみ有効となることが明記されました(第 428 条)。

② 契約編

契約編の内容の中から、日系企業のビジネスに影響のある大きな変更点について概要を紹介します。

(1) 通則

(i) 契約の成立関連

オンラインショッピングが日常的に利用されている中国の現代社会の状況が反映され、オンラインショッピングにおいては、商品又はサービスを選択して、注文を完了した時点で契約が成立する旨が明記されました(第 491 条)。

契約の方式が、書面形式、口頭形式等から選ぶことができる点の変更はありませんが、書面形式に電子メール等のデータ電文が含まれることが明記されました。

(ii) 契約の効力

プラットフォーム業者などが契約の条件を一方向的に決定して提示するというのが、現在の大手企業と個人間の取引において一般化しています。このような契約約款については、以前の契約法にも定めがありましたが、さらに約款提供者側が注意喚起及び説明義務を履行しておらず、相手方が自身と重大な利害関係を有する条項に注意しておらず、又は理解していない場合には、当該条項が契約の内容とならない旨を主張できるとの内容が追加されました(第 496 条)。

(iii) 契約の履行

①選択債権(目的が複数存在するが債務者がそのうちの一つのみを履行する債権、第 515 条以下)、②分割・連帯債権債務(いわゆる複数当事者の債権債務、第 517 条以下)、③第三者のためにする契約における第三者の権利(第 522 条)、④第三者による弁済の規定(第 524 条)が新たに設けられました。

(iv) 契約の保全

契約の保全の章においては、以前からあった制度である債権者代位権と債権者取消権(日本でいう詐害行為取消権)が規定されています。

債権者代位については、基本的な要件(権利が行使されないこと、期限到来済であること、一身専属権でないこと)¹には変更がありません。しかし、期限到来済の要件については、今回一定の例外が規定されました。具体的には、代位する債権について間もなく時効が満了する場合や、適宜に破産申請をしていないといった場合には、債権者が代位して代位債権の債務者に履行をするように請求し、破産管財人に対して届出を行う等必要な行為ができることが規定されました(第 536 条)。

債権者取消権は、対象の詐害的行為が拡大されたことが特筆に値します。従前は期限到来済債権の放棄及び不合理な廉価での譲渡がその対象として挙げられていました。この点、債権放棄の場合は期限の到来の有無を問わなくなり、また債権担保の放棄、財産権益の無償処分、期限到来済債権の悪意での期限延長、第三者からの不合理な高額取得といった事由も追加されました(第 538、第 539 条)。

第三者の主観的要件も「知っている(知道)」から、「知り又は当然知るべき(知道或者应当知道)」に拡大されました(第 539 条)。

(v) 契約の譲渡

譲渡禁止規定は、様々な契約で見られる規定ですが、契約外の第三者に対する当該合意の効力が明文化されました。具体的には、金銭債権については第三者に対抗できないと定められ、非金銭債権については善意の第三者に対抗できないと規定されています(第 545 条第 2 項)。

通常の取引で譲渡の対象とされるのは、金銭債権のケースが一般的ですが、譲渡禁止を規定しても第三者との関係では対抗できない点は留意が必要です。もちろん当事者間の合意としては有効であり、契約違反に伴って賠償責任などを相手方当事者に

¹ さらに解釈法上、適法な債権であることが必要とされています。

請求することは可能です。

なお、債務引受については、これまで存在した「債務移転」(原債務者は契約関係から外れる)だけではなく、原債務者も継続して契約関係に残る「債務への加入」(日本でいう重畳的債務引受)の規定も新設されました(第 522 条)。

(vi) 権利義務の終了

実務上影響がある点としては、解除における実務慣行が明文化されたことです。実務上、解除の際に「●日以内に履行をしない場合には、契約を自動的に解除する」といった文言を入れることがありますが、こうした一定期間後に自動解除される旨を通知した場合に、こうした文言どおりの期間経過後に解除されることが明らかにされました(第 565 条)。また同条では、訴訟で解除を直接行う場合には、訴状等の副本送達時に解除されることも明らかにされました。

(vii) その他—受領遅滞

債務者が合意に従って債務を履行しているにもかかわらず、債権者が当該債務を受領しない場合には、正当な理由のない受領拒絶として、債権者が賠償責任を負うことになりえます(第 589 条)。

(2) 典型契約

(i) 売買契約

所有権の留保については、「当事者は、売買契約において、買主が代金の支払その他の義務を履行するまでは目的物の所有権が売主に属する旨を約定することができる」(第 641 条第 1 項)という点に変更はありませんが、「売主は、目的物について所有権を留保した場合において、登記を経していないときは、善意の第三者に対抗することができない」(第 641 条第 2 項)との第三者対抗要件が必要なことが新たに規定されました。

(ii) 保証契約

まず、日本法にない概念である「保証期間」について、その定義が明確にされました。保証期間とは、「保証人が保証責任を負うか否かを確定する期間」であり、中止、中断及び延長が生じません(第 692 条第 1 項)。

一般保証であれば、債権者が保証期間内において債務者に対し訴訟を提起せず、又は仲裁を申し立てなかった場合には、保証人は保証責任を負いません(第 693 条第 1 項)。

連帯責任保証であれば、債権者が保証期間内において保証人に対し保証責任を負うよう請求しなかった場合には、保証人は保証責任を負いません(第 693 条第 3 項)。

この保証期間について、もし当事者間で合意がない場合には、主債務の履行期限到来日から 6 ヶ月とされます(第 692 条第 1 項)。この期間内に、上記のように一般保証であれば債務者への訴訟などを、連帯責任保証であれば保証人への請求をしなければなりません。

実務上、企業の実務担当者の方々が関心を持つのは、保証期間の最長期間です。この点、旧担保法下における裁判例の多くは、2 年としていました。これは、2000 年に最高人民法院の前副院長が最高人民法院の担保法の司法解釈に関する編著²の中で、「保証期間は主債務の時効期間を超えない」と述べており、こうした考えを根拠として下級人民法院が保証期間の最長期間についての判断をしたものと解されます³が、明文の法的根拠はありませんでした。

今回の民法典においてもこの点は明確にされなかったため、議論は残りますが、前述のように主債務の時効期間が上限となると認められる可能性があるとの前提で、実務対応をされることが推奨されます。

(iii) 賃貸借契約

それほど大きな改正・新設の規定はありませんが、賃借人の優先購入権及び優先賃借権について一定の変更がなされました。まず賃借人は、賃貸している物件が売却される際に、賃貸人からの通知を受けて優先購入権を行使できるというのは旧「契約法」と同様です。この通知を受けてから 15 日以内に明確に意思表示をしない場合、当該権利は放棄されたものとみなされることが新たに規定されました(第 726 条第 2 項)。また、通知をしなかった場合の効果について、賃貸人と第三者との間の建物売買契約に影響を与えることはなく、賃借人から賃貸人に対して損害賠償請求ができるに留まることが明確にされました(同条第 3 項)。

また、賃貸借契約が終了した時点において、賃借人は、同等の条件で優先的に賃借する権利を有することも明確にされました(第 734 条)。

(iv) ファイナンスリース契約

ファイナンスリース契約とは「賃貸人が売主及びリース物件に対する賃借人の選択に基づき、売主からリース物件を購入し、賃借人の使用のために提供し、賃借人がリース料を支払う契約」(第 735 条)をいいますが、民法典では新たに、「賃貸人がリース

² 李国光著『最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释理解与适用』(吉林人民出版社、2000 年)

³ 民法総則で改正されるまでは、民事時効は 2 年とされていました。

物件に対し有する所有権は、登記を経ていない場合には、善意の第三者に対抗することができない」ことが明確にされました(第745条)。

(v) ファクタリング契約

以前の「契約法」には規定がなく、民法典において新設された典型契約です。「売掛金の債権者が既存又は将来の売掛金をファクターに譲渡し、ファクターが融資、売掛金の管理又は取立て、売掛金の債務者の支払の担保等のサービスを提供する契約」をいいます(第761条)。条文に定めのない事項については債権譲渡の規定が準用されます(第769条)。

ファクタリング契約については、リコース型とノンリコース型が規定されています。

リコース型では、当事者がリコースファクタリングを約定した場合には、ファクターは、売掛金の債権者に対しファクタリング融資金の元利を返還し、又は売掛債権を買い戻すことを主張することができ、また売掛金の債務者に対し売掛債権を主張することもできるとされています。そして、売掛金の債務者に対し売掛債権を主張した場合において、ファクタリング融資金の元利及び関連費用を控除した後に剰余のあるときは、その剰余部分を売掛金の債権者に返還する必要があります(第766条)。

ノンリコース型では、ファクターは売掛金の債務者に対し売掛債権を主張しなければならず、ファクターが取得したもののうちファクタリング代金の元利及び関連費用を超える部分は、売掛金の債権者に対して返還する必要がありません(第767条)。

(vi) パートナーシップ契約

以前の「契約法」には規定がなく、民法典において新設された典型契約です。ただし、既存の「パートナーシップ企業法」の規定内容を踏襲しており、「2名以上のパートナーが共同の事業目的のために締結する、利益の共有及びリスクの共同負担に係る契約」と規定されています(第967条)。

2. その他の民事法

① 「民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定(2020年2回改正)」(最高人民法院、2020年8月19日1回目改正・公布、2020年8月20日施行及び2020年12月29日2回目改正・公布、2021年1月1日施行)

2015年8月6日に公布された「民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」⁴(以下「民間貸借規定(旧規定)」)といえます。)について、2020年8月19日、最高人民法院により「『民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定』の改正に関する決定」(以下「民間貸借規定(2020年1回目改正)」)といえます。)が公布され、同年8月20日に施行されました。その後、2020年12月29日、最高人民法院は民間貸借規定(2020年1回目改正)を再び改正し、「民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定(2020年2回目改正)」(以下「民間貸借規定(2020年2回目改正)」)といえます。)を公布し、2021年1月1日に施行されました。

民間貸借規定(2020年2回目改正)は、民間貸借規定(2020年1回目改正)による改正後の内容の大半を維持しつつ、「民法典」の施行に伴う「契約法」の廃止を受けて、民間貸借規定(2020年1回目改正)に引用されていた「契約法」の関連規定を「民法典」の関連規定に切り替えるという形式的な調整を行っています。

民間貸借規定(2020年2回目改正)による民間貸借規定(旧規定)の主な改正ポイントは以下のとおりです。

(1) 民間貸借の利率設定に関する改正

中国においては、民間貸借について高利貸しが禁止されており、民間貸借の利率設定に一定の制限が課せられています。その制限を定めた民間貸借規定(旧規定)においては、年率24%及び年率36%の固定利率を基準に3つの区分に分けられ(いわゆる「二線三区」)、それぞれの区分ごとに司法手続における取扱いが規定されていました(民間貸借規定(旧規定)第26条)。これに対して、民間貸借規定(2020年2回目改正)においては、民間貸借契約の成立時の1年期のローンプライムレート(LPR)⁵の4倍という利率を1つの基準(上限)とするものとされました(民間貸借規定(2020年2回目改正)第25条第1項)。なお、民間貸借規定(2020年1回目改正)の施行日時点で公布された1年期のローンプライムレート(3.85%)の4倍は15.4%であり、民間貸借規定(旧規定)の1段目の基準年率である24%よりも大幅に引き下げられていますが、これは、中小零細企業の資金調達コスト

⁴ 「民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」は、民間貸借の定義や法的効力、利率設定等に関する法律適用上の問題についての解釈を提示したものです。「民間貸借」とは、金融貸付に対峙する概念であり、自然人、金融機関以外の法人又は非法人組織の間で資金の融通をする行為をいいます(2020年2回目改正版第1条)。

⁵ 1年期のローンプライムレート(LPR)とは、中国人民銀行により授權された全国銀行間同業貸付センターが、2019年8月20日から毎月発表している1年期のローンプライムレートを指しています(本決定第26条第2項)。

の引き下げを企図したものとされています。

民間貸借規定(2020年2回目改正)と民間貸借規定(旧規定)の具体的な利率設定に関する規制及び司法手続における取扱いとは下表のとおりです。

規定	年率	司法手続における取扱い
民間貸借規定(旧規定)	24%以下	司法手続上、保護される。
	24%超、36%以下	司法手続上は保護されないが、借主による任意の弁済は有効である。
	36%超	超過部分の利息は、司法手続上保護されず、かつ、借主が既に支払ったとしても返済を請求できる。
民間貸借規定(2020年2回目改正)	1年期のローンプライムレートの4倍以下	司法手続上、保護される。
	1年期のローンプライムレートの4倍超	超過部分の利息は、司法手続上保護されない。もっとも、借主による任意の弁済が有効であるか否かについては明示されていないため、今後の新法令の公布や裁判例の動向を注視されたい。

(2) 民間貸借契約の無効事由の改正

民間貸借規定(旧規定)においては、民間貸借契約を無効と認定すべき事由として5つの類型が規定されていました(民間貸借規定(旧規定)第14条)。民間貸借規定(2020年2回目改正)により、民間貸借規定(旧規定)が定めていた5つの無効事由の内容が一部改正され、さらに新たに1つの無効事由が追加されています(民間貸借規定(2020年2回目改正)第13条)。具体的な改正内容は下表のとおりです。

	民間貸借契約の無効事由	
	民間貸借規定(旧規定)	民間貸借規定(2020年2回目改正)
1	金融機関の貸付資金を詐取した上で高利で借主に転貸し、かつ借主が事前にこれを知り、又は知りうべき場合	金融機関の貸付資金を詐取した上で転貸する場合
2	その他の企業から貸借し、当該事業者の従業員から収集して得た資金を借主に転貸して利益を取得し、かつ借主が事前にこれを知り、又は知りうべき場合	その他の営利法人から貸借し、当該事業者の従業員から収集し、又は法律に違反して公衆から預金を収集して得た資金を転貸する場合
3	借主が借入金を違法犯罪活動に用いることを貸主が事前に知り、又は知るべき状況にありながら借入金を提供した場合	同左(改正なし)
4	法律、行政法規の効力的強行規定に違反する場合	法律、行政法規の強行規定に違反する場合
5	社会の公序良俗に違背する場合	同左(改正なし)
6	—	(新規追加)法に従い貸付業務資格を取得していない貸主が、営利を目的として社会の不特定の対象に借入金を提供する場合

② 「売掛金質権設定登記弁法」(中国人民銀行、2019年11月22日公布、2020年1月1日施行)

「売掛金質権設定登記弁法」⁶は、2007年に中国人民銀行により初めて公布され、2017年に大幅に改正されました。その後、中国人民銀行は再び売掛金質権設定登記弁法を改正し、かかる改正後の売掛金質権設定登記弁法は2019年11月22日に公布され、2020年1月1日に施行されました(以下、2019年改正前の売掛金質権設定登記弁法を「旧弁法」、2019年改正後の売掛金質権設定登記弁法を「本弁法」といいます。)

中国では、売掛債権に質権を設定する場合、その質権は質権設定登記を具備した時点で成立するとされています(物権法⁷第

⁶ 《应收账款质押登记办法》

⁷ 「物権法」は、2021年1月1日に「民法典」の施行と同時に廃止されました。

228条、民法典第445条)。本弁法は、中国人民銀行の信用調査センター(中国語: 征信中心)を売掛債権の質権設定の登記機関と定めているほか、登記対象となる売掛債権の範囲及び登記手続等を規定しています。

もともと、2020年12月29日、国務院は「動産と権利の担保登記の一元化実施に関する決定」(同決定の詳細については本稿2.③をご参照。)を公布し、かかる決定によれば、売掛金質権設定登記制度を動産抵当権設定登記と一元化しようとしているようです。今後、動産と権利に係る統一的な担保登記制度が構築されるものと予想され、本弁法はこれに伴って廃止又は改正される可能性が高いと思われますので、関連法令の改廃の動向には注視いただくことが望まれます。

本弁法の主な改正ポイントは以下のとおりです。

	主な改正ポイント	概要
1	登記手続の簡素化(本弁法第8条、第10条)	旧弁法では、質権設定登記にあたって、質権者と質権設定者が売掛債権に関する情報、登記期限等について「登記協議書」を締結し、登記システムに当該登記協議書をアップロードしなければならないと規定されていました。 本弁法では、上記「登記協議書」の締結・アップロードの手続に関する規定は削除され、質権者と質権設定者との間で売掛債権に関する情報、登記期限等について合意すれば足りるものとされました。
2	登記期限及び期間延長期間 ⁸ の短縮(本弁法第12条、本弁法第13条)	本弁法では、最短の登記期限が「6か月」から「1か月」に短縮されています。また、最短の期間延長期間が「1年間」から「1か月」に短縮されています。 当該改正により、主債権の履行期限に基づきより合理的に登記期限を設定することができるようになりました。
3	質権者の審査義務の明確化(本弁法第24条)	本弁法では、質権者が売掛債権の真实性を厳格に審査・確認し、登記公示システムにて債権に制限が課せられているかを照会しなければならないとの旨が明確に規定されました。
4	本弁法の適用対象の拡大(本弁法第35条)	売掛金債権に対する質権設定登記以外の動産や権利の担保 ⁹ についても、登記公示システム上で担保設定登記手続を行う場合には、本弁法の規定に準ずるとされました。

③ 「動産と権利の担保登記の一元化実施に関する決定」(国務院、2020年12月29日公布、2020年1月1日施行)

企業融資の利便性と効率性を向上させるため、2020年12月29日、国務院は「動産と権利の担保登記の一元化実施に関する決定」¹⁰(本③において以下「本決定」といいます。)を公布し、同決定は2020年1月1日に施行されました。以下では、本決定の概要を紹介します。

(1) 登記機関及び一元化の対象担保類型

これまで国家市場監督管理総局が所管していた動産(生産設備、原材料等)の担保登記事務及び中国人民銀行信用調査センターが所管していた権利(売掛債権、預金証書等)の担保登記事務が、本決定により中国人民銀行信用調査センターの所管に一元化されました(本決定第3条)。

一元化の対象となった担保類型は以下のとおりです(本決定第2条)。

対象担保類型	
1	生産設備、原材料、半製品、製品の抵当権設定
2	売掛金質権設定
3	預金証書、倉庫証券、船荷証券の質権設定
4	ファイナンスリース

⁸ 「登記期限」は新規に登記をする際に当事者間で決められる質権設定登記の期限であり、「期間延長期間」は、当該登記期限が満了した後に延長された場合における質権設定登記の期限を意味しています。本文に記載のとおり、質権は質権設定登記を具備した時点で成立すると規定されているため、「登記期限」又は「期間延長期間」が過ぎた後は質権が失効すると判断されるおそれがあります。

⁹ 本弁法にいう動産や権利の担保には、ファイナンスリース、保証金質入、在庫貨物・倉庫証券への質権設定等が含まれます(ただし、それらに限定されません。)

¹⁰ 《关于实施动产和权利担保统一登记的决定》

5	ファクタリング
6	所有権留保
7	その他登記可能な動産及び権利の担保 ¹¹

(2) 登記手続に関する規定

本決定により、2021年1月1日以降、上記(1)の対象範囲内の動産と権利の担保について、中国人民銀行信用調査センターの動産融資統一登記公示システムにて登記手続を行うことができるようになりました。他方で登記手続を行った当事者は、その登記内容の真実性、完全性及び適法性について責任を負うものとされています。また、登記機関は登記内容について実体審査を行わないという原則についても明確化されています(本決定第3条)。

また、生産設備、原材料、半製品、製品の抵当権設定及び売掛金質権設定に関する登記については、今後、中国人民銀行が統一的な登記制度を制定することとされており(本決定第5条)、今後の新法令の公布にも注目していく必要があるといえます。

(3) 経過措置

本決定により、国家市場監督管理総局が動産抵当物登記事務の所管ではなくなったことを受けて、中国人民銀行と国家市場監督管理総局は共同で、2020年12月30日付で「生産設備、原材料、半製品、製品等4種類の動産抵当権設定登記の過渡手配に関する公告」(以下「本公告」といいます。)を公布し、本公告は本決定と同時に2021年1月1日に施行されました。本公告では、これまでに登記されていた前記4種類の動産抵当権設定登記に関する情報の移行及び今後の新規登録、変更・抹消・照会等の取扱いについて、詳細に規定されています。

④ 「民法典」の着実な実施のための新司法解释(最高人民法院、2020年12月29日～31日公布、2020年1月1日施行)

「民法典」の施行に先立ち、最高人民法院は、2020年12月29日から31日の間に「民法典」と関連する次の新しい司法解释及び既存の司法解释の修正版(第一弾)を公布し、これらの司法解释は「民法典」と同時に2021年1月1日に施行されました。また、最高人民法院は、「民法典」の規定との整合性を踏まえて現行の司法解释の見直しを行い、2020年12月29日に「一部司法解释及び関連規範性文書の廃止に関する決定」(2021年1月1日施行)を公布しました。

以下では、上記の新規の司法解释又は改正された司法解释のうち特に実務的に影響があると思われる主なものと、これらの公布を受けて廃止された主な司法解释等を表として整理しています。また、今後も、「民法典」の施行に伴う新司法解释の公布や現行司法解释の見直し等がなされる可能性がございますので、ご注意ください。

	新規の又は改正された司法解释 (公布日)	廃止された主な関連司法解释等(公布日)
1	「民法典」の時効適用に関する若干規定 (2020年12月29日)	—
2	「民法典」の物権編の適用に関する解釈 (一)(2020年12月29日)	「物権法」の適用に係る若干の問題に関する解釈(一)(2016年2月22日)
3	「民法典」の担保制度の適用に関する解釈 (2020年12月31日)	「担保法」の適用に係る若干の問題に関する解釈(2000年12月8日)
4	「民法典」の婚姻家庭編の適用に関する解釈(一)(2020年12月29日)	・「婚姻法」の適用に係る若干の問題に関する解釈(一)(2001年12月24日) ・「婚姻法」の適用に係る若干の問題に関する解釈(二)(2003年12月25日) ・「婚姻法」の適用に係る若干の問題に関する解釈(三)(2011年8月9日)
5	「民法典」の相続編の適用に関する解釈 (一)(2020年12月29日)	「相続法」の着実な実施に係る若干の問題に関する意見(1985年9月11日)
6	建設工事施工契約紛争事件の審理に係る法律適用問題に関する解釈(一) (2020年12月29日)	・建設工事施工契約紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈 (2004年10月25日) ・建設工事施工契約紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈 (二)(2018年12月29日)

¹¹ ただし、エンジン付き車両・船舶・航空機の抵当権、及び債券・ファンド持分・持分・知的財産に係る財産権の質権を除きます。

7	労働紛争事件の審理に係る法律適用問題に関する解釈(一)(2020年12月29日)	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(2001年4月16日) 労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)(2006年8月14日) 労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(三)(2010年9月13日) 労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(四)(2013年1月18日)
8	技術契約紛争事件の審理に係る法律適用に関する若干の問題に関する解釈(2020年12月29日)	技術契約紛争事件の審理に係る法律適用に関する若干の問題に関する解釈(2004年12月16日)

3. 外商投資

- ① 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」「国家発展改革委員会、2020年6月23日公布、同年7月23日施行)」、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」「国家発展改革委員会、2020年6月23日公布、同年7月23日施行)」、「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」「国家発展改革委員会、2020年12月31日公布、2021年2月1日施行)」

(1) 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」

「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(以下「全国版ネガティブリスト」といいます。)が2019年版の体裁を維持したうえで、新たな開放措置を打ち出しました。今回の大きな改正点として、証券、先物取引、生保会社等の金融分野における外資出資制限が撤廃され、これにより、金融分野は外資に対して完全に開放されました。全国版ネガティブリストにおける具体的な改正内容は、下表のとおりです。

業界	対象分野	改正点	
		2019年版	2020年版
農業	小麦の新品種の選択育成及び種子の生産	中国側マジョリティ	外資比率を最大66%に緩和
製造業	放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産	外商投資禁止	解禁(外資比率制限なし)
	商用車製造	中国側マジョリティ	外資比率制限撤廃
電力、熱、ガス及び水の生産・供給業	人口50万以上の都市の供排水パイプ網の建設、運営	中国側マジョリティ	外資比率制限撤廃
交通運輸	航空交通管制	外商投資禁止	「外商投資禁止」が撤廃され、「空港管制塔の建設、運営の参与」に限定して禁止する改正がなされました。
金融	・証券会社、証券投資ファンド管理会社 ・先物取引会社 ・生命保険会社	外資比率は51%を超えてはならない	外資比率制限撤廃
リース・商務サービス	マーケティング調査	中外合弁・合作限定	中外合弁限定 ¹²

¹² 「外商投資法」の施行に伴い、「中外合作経営企業法」が廃止されたため、全国版ネガティブリスト及び自貿区ネガティブリストは中外合作経営に関する規定を削除しました。

科学研究・ 技術サー ビス業	測地測量・海洋測量作図・航 空撮影 測量作図・地上移動 測量・行政区域境界線の測 量作図、地形図・世界行政区 画地図・全国行政区画地図・ 省級以下行政区画地図・全 国における教材用地図・地方 における教材用地図・高精度 3D 地図とナビゲーション電子 地図の編制、地域的な地質 調査図・鉱山地質・地球物 理・地球化学・水文地質・環 境地質・地質災害・地質リ モートセンシング等の調査	外商投資禁止	鉱業権者によるその鉱業権範囲内の作 業は解禁
衛生・社会 事業	医療機構	中外合弁・合作限定	中外合弁限定 ¹³

(2) 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」

「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(以下「自貿区版ネガティブリスト」といいます。)
も 2019 年版の体裁を維持したうえで、新たな開放措置を打ち出しました。全国より自由貿易試験区で先に試行する原則に基づ
き、自貿区版ネガティブリストでは、全国版ネガティブリストの改正に加え¹⁴、下表の分野においてさらに規制が緩和されました。

業界	対象分野	改正点	
		2019 年版	2020 年版
製造業	漢方煎じ薬の蒸し、炒め、 あぶり、焼成等の調製技術 の応用、及び漢方製剤の 秘伝処方製品の生産	外商投資禁止	解禁(外資比率制限なし)
教育	学制類職業教育機構	中外合作限定	制限撤廃

(3) 「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」

海南島における貿易、投資、クロスボーダー資金などの自由化・利便化を図るために、「海南自由貿易港建設総体方案」が去年
公布され、これにより海南島は自由貿易試験区の建設段階から自由貿易港の建設段階に移行しました。この政策の一環として、
海南島における外資規制措置を緩和するために、中国国家発展改革委員会は、海南自由貿易港のみに適用する外資規制分野
を一覧化した「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」を初めて公布しました。本ネガティブ
リストでは、自貿区版ネガティブリストと比べ、採鉱業、乗用車製造業、付加価値電信業務、教育分野、リーガルサービス業及び
市場・社会調査業においてさらに規制緩和がされています。また、本ネガティブリストは将来さらに削減される見込みです¹⁵。

② 「外商投資奨励産業目録(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部、2020年12月27日発布、2021年1月27日施行)

「外商投資奨励産業目録(2020年版)」(以下「2020年奨励目録」といいます。))は、前半に「全国外商投資奨励産業目録」(以下

¹³ 同上。

¹⁴ なお、今回の全国版ネガティブリストにおける改正のうち、「放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産」の分野に関しては、自貿区版ネガティブリス
トでは 2015 年版から 2017 年版への改正で、「小麦の新品種の選択育成及び種子の生産」の分野に関しては、自貿区版ネガティブリストでは 2017
年版から 2018 年版への改正で既に規制緩和されています。

¹⁵ 2021 年 1 月 1 日、国家発展改革委員会により行われた「海南自由貿易港外資参入の緩和、投資の自由と利便性の向上 — 国家発展改革委員
会責任者による 2020 年版海南自由貿易港ネガティブリストに関する記者会見」

「全国目録」といいます。)、後半に「中西部地区外商投資優勢産業目録」(以下「中西部目録」といいます。))と2019年版の体裁を維持したうえで、新たに奨励の範囲を拡大しました。以下において、2020年奨励目録について紹介します。

(1) 従来の奨励政策の維持

2019年版の奨励目録に適用された奨励政策は引き続き有効であり、かかる奨励政策の主な内容は下記のとおりです¹⁶。

- (i) 「奨励類」の外商投資プロジェクトに対して、一定条件を満たし、投資総額の範囲内で自社用設備を輸入する場合、当該設備の関税が免除される。
- (ii) 一定条件を満たす中西部地区等の「奨励類」の業種に従事する外商投資企業に対しては、15%の軽減税率で企業所得税が徴収される。
- (iii) 土地を集約利用する「奨励類」の外商投資製造業プロジェクトに対して、優先的に土地が供給され、土地の払下最低価格を確定する際、所在地の土地レベルに対応する全国工業用地払下最低価格基準の70%を下回らないようにする。

(2) 主な改正ポイント¹⁷

(i) 外商投資産業奨励項目の更なる拡大

2020年奨励目録は、2019年版と比べて127項目増え、全部で1,235項目あります。そのうち全国目録は65項目増え、中西部目録は62項目増えました。

(ii) 外資の先進的製造業への投資の更なる奨励

人工知能、集積回路等のハイエンド製造、新素材及びグリーン・環境保護の領域において項目を新規追加又は修正し、重要な産業チェーン・サプライチェーンにおける外資の力の更なる発揮を期待しています。

(iii) 外資の現代サービス業への投資の更なる奨励

研究開発・設計、ビジネスサービス、現代物流及び情報サービスの領域において項目を新規追加又は修正し、サービス業のレベルアップを目指しています。

(iv) 外資の中西部地区への投資の更なる奨励

黒龍江省、雲南省、河南省、陝西省等の多数の中西部地区等における奨励項目が追加されました。

③ 「外商投資企業苦情作業弁法」(商務部、2020年8月25日公布、同年10月1日施行)

2020年1月から施行された「外商投資法」及び「外商投資法実施条例」において、外商投資企業の苦情処理メカニズムの構築・強化が謳われており、今回、苦情処理メカニズムの構築・健全化を徹底するために、「外商投資企業苦情作業弁法」(以下「苦情作業弁法」といいます。))が公布・施行されました。苦情作業弁法は、2006年9月に施行された「商務部の外商投資企業苦情作業暫定弁法」(以下「暫定弁法」といいます。))から改正されたもので、苦情作業弁法の施行に伴い「暫定弁法」は廃止されました(第33条)。今回の改正ポイントは下記のとおりです。

(1) 苦情処理の範囲が下記の内容まで拡大されました(第2条)。

- (i) 外商投資企業、外国投資家(以下、あわせて「苦情申立人」といいます。))は、行政機関及びその職員の行政行為が苦情申立人の合法的な権益を侵害と認識した場合、苦情処理機関に対し解決するよう申し立てることができます。
- (ii) 苦情申立人は、苦情処理機関に対し投資環境の問題を提示し、関連政策・措置の改善について提案することができます。なお、苦情申立人と個人、法人又はその他の組織間の民事上のトラブルは、苦情作業弁法の適用対象外です。

(2) 苦情作業規則が明確化されました。

苦情申立ての処理フロー・期間制限、処理結果に対する異議等について明確に規定し、苦情解決方法が改善されました。

(3) 外商投資企業に対する権益保護が下記のとおり強化されました。

- (i) 苦情申立ては、苦情申立人による行政複議及び行政訴訟等を行う権利に影響を与えません(第8条)(ただし、苦情処理機

¹⁶ 2020年12月28日、商務部により行われた「商務部責任者による『外商投資産業奨励目録(2020年版)』に関する記者会見」

¹⁷ 同上。

- 関は、既に行政復議、行政訴訟等の手続に入っている苦情については受理しません(第 14 条)。)。
- (ii) 苦情申立人は、自ら苦情申立てを行えるほか、他人に委託して苦情申立てを行うことができます(第 12 条)。
 - (iii) 苦情申立人は、苦情申立時に書面の資料を提出して苦情を説明することに加えて、苦情処理の段階において、苦情処理機関の要請に応じて、更なる状況説明、資料提出、意見陳述を行う機会があります(第 17 条)。
 - (iv) 苦情処理機関は、苦情処理の過程において得た商業秘密、個人のプライバシー等を保護するよう措置をとる必要があります(第 29 条)。
 - (v) 苦情申立人による苦情申立てに対して、如何なる組織・個人も弾圧又は報復をしてはなりません(第 30 条)。

④ 「外商投資安全審査弁法」(国家発展改革委員会、商務部 2020 年 12 月 19 日公布、2020 年 1 月 18 日施行)

中国の外商投資安全審査制度は 2011 年に構築¹⁸されています。2020 年に施行された「外商投資法」において、「参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度」、「外商投資情報報告制度」が確立され、外商投資が促進されると同時に、国家安全の保護のため、国家安全に影響を及ぼし又は及ぼす可能性がある外商投資に対し安全審査を実施すると規定されました¹⁹。「外商投資安全審査弁法」(以下「安全審査弁法」といいます。)はこれを具体化したものです。以下において、安全審査弁法について紹介します。

(1) 安全審査の対象

安全審査弁法において、外国投資家による直接又は間接的に行われる下記範囲内の外商投資が安全審査の対象となります。

(i) 対象となる外商投資(第 2 条)

- | |
|--|
| ● 外国投資家単独又は他の投資家との共同による中国国内での新規プロジェクトへの投資又は企業の設立 |
| ● 外国投資家の買収合併による中国国内企業の持分又は資産の取得 |
| ● 外国投資家によるその他の方式での中国国内投資 |

香港、マカオ、台湾の投資家による投資は、安全審査弁法の規定を参照して執行します(第 21 条)。なお、外国投資家による証券取引所からの中国国内企業の株式の購入に関する安全審査弁法の適用方法については、別途制定されます(第 22 条)。

(ii) 対象となる外商投資の範囲(第 4 条)

- | |
|---|
| ● 軍需産業、軍需関連など国防・安全に関わる分野への投資及び軍事施設・軍需産業施設周辺地域への投資 |
| ● 国家安全に関わる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大装備製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術及びその他重要な分野への投資で、かつ投資企業の実質的支配権を取得する場合 |

上記の実質的支配権を取得するとは、以下の状況が含まれます。

- | |
|--|
| ● 外国投資家が 50%以上の持分を保有する |
| ● 外国投資家が保有する持分の比率は 50%に満たないものの、その議決権は取締役会、株主会又は株主総会の決議に重大な影響を与えることができる |
| ● 外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術などに重大な影響をもたらし得るその他のケース |

2011 年に構築された外商投資安全審査制度の審査対象となる外商投資の範囲と比べると、重要文化製品・サービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス及びその他重要な分野への投資が範囲に含まれている点が注目されます。

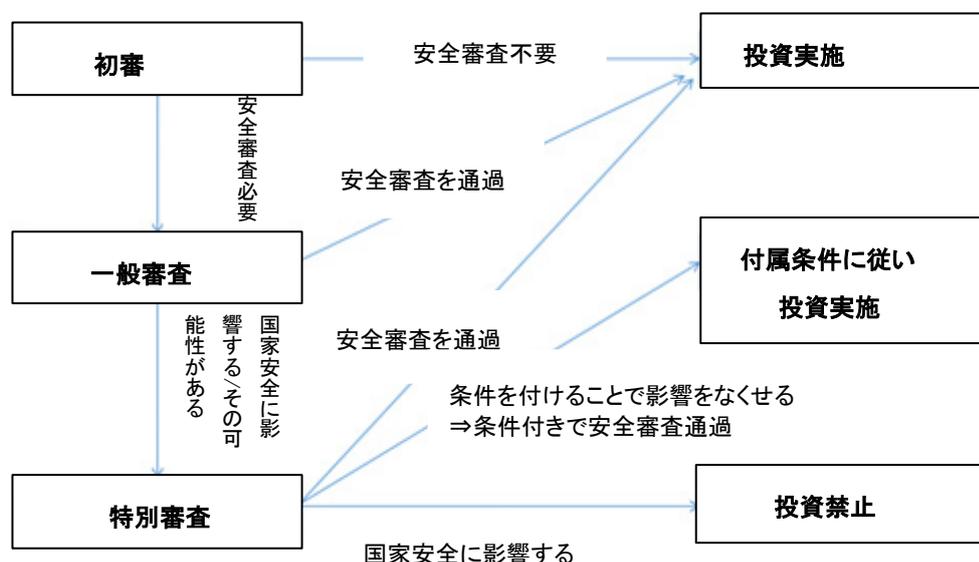
(2) 安全審査手続き

上記の安全審査対象に該当する投資を行う場合、外国投資家又は中国国内関連当事者は投資を実施する前に作業組織事務

¹⁸ 外商投資安全審査制度は「外国投資者による国内企業の買収合併の安全審査制度の実施についての通知」(國務院弁工庁 2011 年 2 月 3 日公布・施行)により構築されていました。

¹⁹ 「外商投資法」第 35 条

所²⁰(中国語: 工作机制办公室)に申告を行う必要があります(第4条)。申告後、作業組織事務所は下表のとおり、安全審査を実施します(第7~9条)。



上記審査の審査期間については、初審が15営業日以内、一般審査が30営業日以内、特別審査が60営業日以内(特殊な状況の場合、審査期間を延長することができます。)と定められています。

外国投資家は、安全審査期間中、又は投資禁止の決定が下された場合、外商投資を実施してはなりません(第7~9条)。外国投資家が、投資禁止の決定が下されたにも関わらず、既に外商投資を実施した場合、期間付きで持分又は資産を処分するとともに、その他必要な措置をとり、投資実施前の状態に戻し、国家安全に対する影響を取り除かなければなりません(第12条)。

(3) 安全審査弁法違反に対する懲戒(第16~19条)

違反行為	懲戒	
申告せず投資を実施	期限付きの申告命令	不良信用記録として国家関連信用情報システムに記録し、関連規定に基づき連携懲戒を実施
条件付きで安全審査通過したが、付属条件に従わない	是正命令	
虚偽資料を提供/関連情報を隠ぺい	関連決定の取り消し	
<ul style="list-style-type: none"> 申告せず投資を実施し、申告命令を拒絶 付属条件に従わずに投資を実施し、是正命令を拒絶 虚偽資料を提供/関連情報を隠ぺいしたことにより安全審査通過し、投資を実施 	期間付きで持分又は資産を処分するとともに、その他必要な措置をとり、投資実施前の状態に戻し、国家安全に対する影響を取り除くよう命令	

²⁰ 安全審査弁法によれば、安全審査を実施するため、国は外商投資安全審査作業組織(以下「作業組織」といいます。)を構築し、作業組織事務所を国家発展委員会に設立すると規定されています(第3条)。また、「国家発展和改革委員会公告」(2019年第4号、2019年4月30日公布)によれば、国家発展委員会政務大庁が外商投資安全審査申告の窓口となります。

4. 知財関連

① 「中華人民共和国専利法」の第4次改正(2020年10月17日公布、2021年6月1日施行)

まず、専利法(特許、実用新案、意匠について規定する)の第4次改正を取り上げます。今後、改正法の内容に基づき、専利法実施細則が改正されると思われます。日本企業にとって関わりが大きいと思われる改正内容として以下が挙げられます。

(1) 侵害訴訟において権利保護を強化。

専利権を悪意により侵害し、情状が重大な場合に、実際の損害の1~5倍の懲罰的賠償を課すことができると規定し(新設)、また侵害訴訟における法定賠償額の上限額を、現行の100万円から500万円に引き上げました(第71条)。

また、侵害訴訟の訴訟時効の期間(現行は2年)を、民法典の規定に合わせて3年に延ばしました(第74条)。

(2) 意匠権の保護を強化(部分意匠制度の導入など)

日本や米国などと同様に、製品の一部におけるデザインを意匠登録することが可能となりました(第2条)。これにより、製品の一部のデザインを模倣するような行為への対処が行い易くなることが期待されます。

また、登録意匠権の存続期間を現行の10年から15年に延ばしました(第42条)。

(3) 行政機関の法執行権限を強化

国家知識産権局に、専利権者又は利害関係人の請求により、全国的に重大な影響がある専利権侵害紛争事件を処理する権限を付与しました。また、地方知識産権局に、現場への立入検査の権限を付与しました(第70条)。

(4) オープンライセンス制度を新たに導入。

専利権者がいかなる者にもライセンスする意思があり、ライセンス使用料の基準・支払い方法を明確にした場合、国家知識産権局がそれを公告して、オープンライセンスを実施すると規定しました(第50条)。

オープンライセンスの実施期間中は、専利権者が納付する年金を相応に減額・免除することも規定しました(第51条)。

このようにライセンサーとライセンシーの双方にメリットが得られることから、特許等のライセンスを促進させることを目的とするものと考えられます。

(5) 専利権の濫用禁止を規定。

専利権を濫用して、公共の利益又は他人の合法的権益を侵害してはならないこと、専利権を濫用して競争を排除又は制限し、独占行為を構成する場合、独占禁止法に基づいて処理されることを規定しました(第20条)。

② 「中華人民共和国著作権法」(2020年改正)(中華人民共和国主席令第62号、2020年11月11日公布、2021年6月1日施行)

2020年11月11日、「中華人民共和国著作権法」(以下「著作権法」といいます。)の改正版が公布され、2021年6月1日に正式に施行されます。本稿では、同法の主な改正点について説明します。

(1) 第3条に、「作品」の定義が追加されました。即ち、「作品」とは、文学、芸術、科学の分野で創造性があり、特定の形で表現できる知的成果であるとの内容が追加され、加えて、作品の種類を列挙した上で、項目(9)として「仕事の特性を満たすその他の知的成果」という包括的な条項が設定されています。

(2) 合作作品(筆者注:複数の作者が協力・提携した作品)については、合作作者が合作作品の使用について合意できない場合、いずれの合作作者も譲渡、独占的ライセンス、及び質権設定以外の方法で権利を行使することができるとする内容が追加されています(第14条)。

(3) 「映画作品及び映画撮影に類似する方法で制作された作品」が、「視聴覚作品」という用語に改められ(第10条、第12条、第47条、第53条)、視聴覚作品のうち映画作品及びテレビドラマ作品の著作権は、プロデューサーに属するとされています。映画作品及びテレビドラマ作品以外の視聴覚作品の著作権の帰属については、当事者の合意が優先され、そのような合意がない場合は、プロデューサーに属すると規定されています(第17条)。

(4) 新たに、「録音作品が、有線又は無線の公開伝播、又は音声を送信するための技術機器を介した公衆への公開伝播に使用される場合、レコーディングプロデューサーに報酬を支払うものとする。」との条文が追加されています(第45条)。

(5) 「民法典」に設定されている知的財産権の侵害行為に対する懲罰性賠償責任に応じ、旧法第49条を第54条として、新たに「著作権を故意に侵害し、かつ状況が深刻な場合は、被害側の実際の損失又は加害側の違法所得の1倍以上5倍以下の

補償を行う」との内容が規定されています(第 54 条 1 項)。また、法定補償額の上限が 500 万人民币元に引き上げられ、下限が 500 元に設定されています(同条 2 項)。

③ 「最高人民法院による知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(法釈[2020]12 号、2020 年 11 月 16 日公布、2020 年 11 月 18 日施行)

2020 年 11 月 16 日、「最高人民法院による知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(以下「規定」といいます。)の改正版が公布され、2021 年 11 月 18 日に施行されます。本稿では、同解釈の主な改正について説明します。

(1) 証拠を有する当事者の立証責任の明確化

規定第 2 条によれば、裁判所は、当事者の主張及び証明される事実、当事者の証拠保有の情况及び立証能力などに基づき、当事者に証拠を提供するよう要求することができるかとされています。

(2) 新製品ではない製品の製造方法の特許権利者の立証責任を軽減

規定第 3 条によれば、新製品ではない製品の製造方法の特許権利者(原告)が、初歩的な立証責任を尽きた場合、裁判所は、被告に対して、自己の製品製造方法が係争特許の方法と異なることを証明するよう要求できるとされています。

(3) 域外証拠の公証・認証手続きの簡略化

「特許審査指南」では、域外証拠について規定しています。「域外証拠」とは、中華人民共和国以外の国又は地域において形成された証拠です。これを訴訟上の証拠として提出するには、所在国の公証機関により証明され、当該所在国における中国の大使館又は領事館によって認証されるか、中華人民共和国と受入国との間の関連条約に規定された認証手続きを実行する必要があるとされています²¹。

規定第 8 条～第 10 条では、前記の公証・認証手続きを以下の通りに簡略化しています。

(i)	公証・認証手続きが不要な証拠: 人民法院により発効された判決又は効力のある仲裁に既に確認された証拠、公開ルートによって入手できる出版物、特許書類等及び信憑性を証明できるその他の証拠(第 8 条)。
(ii)	認証手続きが不要な証拠: (a) 当事者が真実性を認める証拠、又は(b)相手方が提供した証人証言が証拠の真実性を確認し、かつ証人が偽証を行った場合に処罰を受け入れることを明確に示している場合(第 9 条)。
(iii)	一審において授權委託書の公証・認証又はその他の認定手続きが行われた場合、その後の訴訟において前述の証明手続きをしないことが可能となる(第 10 条)。

(4) 証拠保全の審査の要点の明確化

規定の第 11 条において、具体的には以下の内容を含むとされています。

(i)	申請者が自己の主張のため、初歩的な証拠を提供したか否か
(ii)	申請者が自ら証拠を集めたか否か
(iii)	証拠の喪失又は将来に証拠を取得することが困難である可能性、及びそれによって証明されるべき事実を証明することに対する影響
(iv)	取り得る保全措置による証拠の保有者に対する影響

5. 独占禁止法関連

○ 「事業者集中審査暫定規定」(国家市場監督管理総局、2020 年 10 月 23 日公布、2020 年 12 月 1 日施行)

「事業者集中審査暫定規定」(以下本項で「本規定」といいます。)が、2020 年 10 月 23 日に、国家市場監督管理総局から公布され、2020 年 12 月 1 日に施行されました。

2018 年、従前は商務部、国家発展改革委員会及び国家工商行政管理総局に分散されていた独占禁止法に関する執行権限が、新設の国家市場監督管理総局に集約されています。2019 年に公布・施行された、「独占的協定の禁止に関する暫定規定」及

²¹ 「特許審査指南」(国家知的財産権局 2017 年 2 月 28 日公布、2017 年 4 月 1 日施行)第四部分の第八章第 2.2.2 条

「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」は、移管後の執行当局である国家市場監督管理総局が、独占禁止法上の主要な違法類型である独占的協定及び市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する運用基準を公式に示したものと見做され、注目されました。本規定は、上記の規定に続いて、国家市場監督管理総局が、事業者集中審査に係る公式見解を示したものです。

本規定は、従来存在した事業者集中に関する規定を基本的に承継しつつ、一部の点において改正規定を定めています（なお、本規定の施行に伴い、従来の事業者集中に関する規定の一部は廃止されます。）。以下では、中国で事業展開する日系企業との関係でも問題になることの多い、事業者集中届出の実務に特に関連する点について、概要をご紹介します。

(1) 事業者集中審査の委託

2008年に中国独占禁止法が施行されて以降、事業者集中審査の件数は、計3000件以上に上っています。特に近年、事業者集中審査の案件数が増えている一方で、国家市場監督管理総局の法執行人員が不足しており、審査の長期化が問題になることが多かったといえます。かかる実態を踏まえ、審査の効率化を確保するため、本規定は、市場監督管理総局は、業務の必要に基づき、事業者集中審査の実施を省、自治区、直轄市の市場監督管理部門に委託することができる旨を規定しています（本規定第2条第2項）。

かかる規定に基づき委託を受けた地方の市場監督管理局は、国家市場監督管理総局の名義で審査を実施して審査決定を下すことが認められる一方、国家市場監督管理総局は、委託した地方の市場監督管理部門に対して監督及び指導を行い、関連する法的責任を負うこととなります²²。

なお、委託があった場合の具体的な審査プロセス（例えば、上海に所在する企業が事業者集中審査に係る届出を行った場合、コミュニケーションの直接の窓口が、委託を受けた上海市市場監督管理局となるか等）について、本規定は明確に規定していません。かかる委託制度の導入後の実務動向については、今後のフォローが必要ですが、国家市場監督管理総局と地方の市場監督管理部門の円滑な連携が実現した場合、事業者集中審査の効率化・短期化が進むことが期待されます。

(2) 審査における考慮要素の明確化

事業者集中審査における考慮要素について、中国独占禁止法第27条は、①集中に参加する事業者の関連市場における(i)市場占有率及び(ii)その市場に対する支配力、②関連市場の市場集中度、③事業者集中が(i)市場参入、(ii)技術進歩に対して与える影響、④事業者集中が(i)消費者及び(ii)その他の関連事業者に対して与える影響、⑤事業者集中が国民経済発展に与える影響、並びに⑥国务院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素を挙げています（中国独占禁止法第27条）。

本規定は、これら各項目に対応して、審査において考慮すべき具体的事項について、従来の規定の内容を踏まえつつ、一部規定を改訂して、以下のとおり、定めています。

① 集中に参加する事業者の関連市場における(i)市場占有率及び(ii)その市場に対する支配力
(ii)集中に参加する事業者の市場に対する支配力を評価する場合には、集中に参加する事業者の関連市場における市場シェア、製品又は役務の代替度、販売市場及び原材料調達市場を支配する能力、財力及び技術的条件、並びに関連市場の市場構造、その他の事業者の生産能力、川下顧客の購買能力及びサプライヤー代替能力、潜在的競争者の参入に係る相殺効果等の要素を考慮することができる（本規定第26条第1項）。
② 関連市場の市場集中度
関連市場の市場集中度を評価する場合には、関連市場における事業者の数及び市場シェア等の要素を考慮することができる（本規定第26条第2項）。
③ 事業者集中が(i)市場参入、(ii)技術進歩に対して与える影響
(i)市場参入に対する事業者集中の影響を評価する場合には、事業者が生産要素、販売及び調達ルート、基幹技術、基幹施設等を支配する方式を通じて市場参入に影響を及ぼす状況を考慮し、かつ、参入の可能性、適時性及び十分性を考慮することができる（本規定第27条第1項）。
(ii)技術進歩に対する事業者集中の影響を評価する場合には、技術革新の原動力、技術研究開発の投入及び利用、技術資源の統合等の方面に対する事業者集中の影響を考慮することができる（本規定第27条第2項）。
④ 事業者集中が(i)消費者及び(ii)その他の関連事業者に対して与える影響

²² 国家市場監督管理総局「事業者集中審査暫定規定」解説の四(二)

(i) 消費者に対する事業者集中の影響を評価する場合には、製品又は役務の数、価格、質、多様化等の方面に対する事業者集中の影響を考慮することができる(本規定第 28 条第 1 項)。
(ii) その他の関係事業者に対する事業者集中の影響を評価する場合には、同一の関連市場、川上・川下市場又は関連の市場における事業者の市場参入、取引機会等の競争条件に対する事業者集中の影響を考慮することができる(本規定第 28 条第 2 項)。
⑤ 事業者集中が国民経済発展に与える影響
国民経済発展に対する事業者集中の影響を評価する場合には、経済効率、経営規模及びその関連業界の発展等の方面に対する事業者集中の影響を考慮することができる(本規定第 29 条)。
⑥ 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素
経営者集中の競争への影響を評価する場合には、公共の利益に対する集中の影響、集中に参加する事業者が破産に瀕する企業であるか否か等の要素も総合的に考慮することができる(本規定第 30 条)。

(3) すべての事業者の平等的取り扱い

最後に、実効性は不透明であるものの、興味深い新設規定をご紹介します。

本規定において、国家市場監督管理総局は、事業者集中反独占審査業務を行う際は、「すべての事業者を平等に取り扱わなければならない。」と規定します(本規定第 5 条)。この規定は、従前、中国の独占禁止法の執行に関して、外資企業を「狙い打ち」している旨の国際的な批判があったことを受けて、改めて独占禁止法の執行は、内資企業・外資企業、国有企業・民間企業、大企業・中小企業を問わず、すべて平等に取り扱う旨を言明したものと説明されています²³。

かかる規定の実効性について、文言どおり鵜呑みにすることはできませんが、近年、中国における独占禁止法実務の傾向として、関係当局が、中国内資企業に対しても厳格な姿勢を打ち出していることも事実であり、上記規定の存在も踏まえた今後の関連法令の運用に一層関心が高まります。

6. 終わりに

本年も中国では様々な重要立法がなされることが予想されます。読者の皆様とともにフォローして参りたいと思います。

以上

²³ 国家市場監督管理総局「事業者集中審査暫定規定」解説の四(一)



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所首席代表

ta.nomura@nishimura.com

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズブルックハウステリナー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号(No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



とうじょう さとし
東城 聡

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

sa.tojo@nishimura.com

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレークモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。



きのした せい ち
木下 清太

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

s.kinoshita@nishimura.com

2010年慶應義塾大学法学部卒業。2012年慶應義塾大学法科大学院修了。2013年弁護士登録。

日本国内の会社法務・紛争全般、中国内外の M&A、独占禁止法等を主に取り扱う。



しのだ はる き
篠田 春樹

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.shinoda@nishimura.com

2014年慶應義塾大学法学部卒業。2017年東京大学法科大学院修了。2017年ハーグ国際私法会議常設事務局インターン。2018年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本における不動産ファイナンス、クロスボーダーのアセットファイナンス、中国・アジア関連法務等。



かく ぼう
郭 望

西村あさひ法律事務所 中国弁護士

w.guo@nishimura.com

2012年中国律師登録。2009年より北京市世澤法律事務所および北京市大地法律事務所勤務、2012年12月より現職。

中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等を主に取り扱う。



りん せい
林 婧

西村あさひ法律事務所 中国弁護士

j.lin@nishimura.com

2012年北京理工大学法学部卒業(LL.B.)、北京理工大学管理・経済学部卒業(BBA)(Double Major)、2016年東京大学大学院法学政治学研究科修了。2019年4月より現職。

中国における外商投資、M&A、会社法務等を主に取り扱う。

鄧 瓊

西村あさひ法律事務所 上海事務所 中国弁護士

2010年西南政法大学民商法学部卒業。2013年西南政法大学民商法科大学院修了(2012-2013年日本交換留学)。2010年中国律師資格取得。上海の日系企業での勤務を経て、現職。

朱 擎龍

西村あさひ法律事務所 上海事務所 中国弁護士

2010年華東政治大学法学部卒業。2014年神戸大学法学研究科修了。2015年中国律師資格取得。上海の日系企業、中国大手法律事務所での勤務を経て、現職。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@nishimura.com
URL: <https://www.nishimura.com>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@nishimura.com

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@nishimura.com